

諮問日：令和5年5月24日（令和5年度（情）諮問第9号）

答申日：令和5年12月20日（令和5年度（情）答申第29号）

件名：山口地方裁判所における特定の職員に関する通勤届の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定職員に係わる通勤届（令和4年4月～同年12月分）の開示の申出に対し、山口地方裁判所長が、「通勤届（令和4年4月7日提出のもの）」及び「通勤届（同年7月6日提出のもの）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、山口地方裁判所長が令和5年4月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

通勤手当は税金から支給されており、不正受給の疑いの真相を知るためにも本件不開示部分は個人情報には該当せず、開示されるべきである。個人情報は他人に知られたくない秘密の事柄を言う。通勤は公然の事実である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 山口地方裁判所は、本件開示申出について、令和4年4月1日から同年12月31日までの期間における特定職員の通勤届と整理した上、同職員の通勤届2通を対象文書として特定し、いずれについても、同職員の住居、届出の理由、通勤経路等を記載する欄及び決裁者の印影が行政機関の保有する情報の公開に

関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当することから不開示とした。

- 2 本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情も認められない。
- 3 苦情申出人は、通勤手当は税金から支給されており、不正受給の疑いの真相を知るためにも本件不開示部分は個人情報には該当せず、開示されるべきである旨主張するが、本件不開示部分を不開示とした理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月12日 苦情申出人から意見書（同月8日付け）を收受
- ④ 同年11月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、特定職員の住居、届出の理由、通勤経路等を記載する欄の記載事項及び決裁者の印影があることが認められる。

このうち、特定職員の住居、届出の理由及び通勤経路等を記載する欄の記載事項は、いずれも特定職員に係る法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当する記載があるとは認められない。

また、裁判所職員の印影は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有し、そのような印

影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

苦情申出人は、本件で不開示とされた情報は個人情報に当たらないと主張し、令和5年6月8日付け意見書においても、個人情報とは他人に知られたくない秘密の事柄を言うなどと主張するが、本件不開示部分が不開示事由に相当することは上記のとおりである。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子